## <大学等における修学の支援に関する法律案

## 並びに、学校教育法等の一部を改正する法律案>

## 趣旨説明質疑

平成 31 年 3 月 14 日 立憲民主党・無所属フオーラム 村上 史好

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました「大学等における修学の支援に関する 法律案」 並びに「学校教育法等の一部を改正する法律案」について、質問させて頂きます。

先日発表された景気動向指数では、既に、景気は後退局面の可能性があることが明らかになり、景気の基調判断は「足踏み」から「下方への局面変化」へと下方修正されました。

安倍総理が言う「戦後最長の景気拡大」そのものの真偽が怪しくなってきました。

各種世論調査でも明らかなように、国民の8割以上の方が「景気回復の実感がない」とい う声が真実であり、実態であることを安倍総理は率直に認め、真実を語るべきです。

安倍内閣の政治姿勢で一貫した手法は、一見だれも反対し難い看板を掲げながら、別の思惑を押し通すやり方です。

例えば、「岩盤規制に穴をあける」というもっともらしい事を言いながら、その実は、加計学園の獣医学部設立にあったこと。「多様なライフスタイルに対応した働き方改革」を進めると言いながら、経営者側に有利な働き方改革を実行したこと。「邦人保護・救出」人道主義を前面に出しながら、その実態は、「集団的自衛権行使容認」を閣議決定し、安保法案を成立させ、米軍との一体化を図り戦争ができる日本にしたこと。極めつけは、沖縄の民意が、知事選・県民投票の二度に亘り、「辺野古埋め立て」反対の意思が明確に示されたにもかかわらず、「普天間基地の危険を除去する」という誰もが反対し難い看板を盾に、埋め立てを強行する姿勢

このように、国民のニーズ、声を一顧だにしない、真実と向き合わない安倍内閣の政治姿勢、政治手法こそが、国民にとっては「悪夢」だと言わざるを得ません。

私は、本法案が、本当に学生やその親のニーズに合致したものかどうか、あるいは、「少 子化対策」に名を借りた単なる選挙対策なのかを見極める視点で、以下の質問に入ります。

Q. まず、本法案の前提となる今年 10 月からの消費税率 10%への引き上げは、「予定」ではなく、必ず実施されるのですか? また、その最終決定はいつ行うのですか、政府のお考えを伺います?

(官房長官)

そもそも、安倍総理にとって「予定」でしかない財源をもとに、このような重要な法案を 国会に出すこと自体、順序が違います。

- Q. 本法案は、消費税の引き上げの最終決定を待って、審議されるべきだと考えますが、 この点、文科大臣は如何お考えですか?
- Q. さらに、「再々延期」の場合、本法案の扱い、施策はどうなるのか?お尋ねします。 財源がなくなるのでやらないとすれば、これは公約違反です。

借金をしてでも実施するとすれば、それは財政悪化、将来世代へのツケ回し、単なる 選挙対策のバラマキ、との批判は避けられません。

消費税引き上げが「再々延期」された場合、この法案・施策は実施されるのか否か、明確にお答えください?

次に、本法案の中身について伺います。

「大学等における修学の支援に関する法律案」の趣旨・目的は、少子化対策です。 この点について伺います。

- Q.「少子化の進展への対処に寄与する」とは、どのように寄与するのですか? 具体的な目算や目標値などは有るのですか? また、高等教育の無償化をうたいながら、なぜ「授業料及び入学金の減免」と「給付型奨学金の支給」を実施することにしたのか、これらがどのように少子化に寄与するのか、お答えください?
- Q. 高等教育の無償化は教育政策、教育の機会確保が本来の目的です。なぜ、内閣府所管 の少子化対策としたのですか?

内閣府の予算計上で、執行は文科省とした理由をお聞かせください? また、本来なら、修学支援は文科省の中核の予算として拡充すべき政策と考えますが、 将来、この予算は内閣府から文科省へ移行するお考えですか?お尋ねします。

次に、今回の支援は「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して」ということですが、

Q. この「真に」とはどういう意味ですか?「真に」ということで低所得者全体ではなく、「選別された」という意味と捉えますが、なぜ、「全て」を対象としないのですか、 その理由をお聞かせください?

また、「真に」と選別された対象世帯やその学生数をお示し下さい? さらには、少子化対策というならば、社会全体で教育を支えるといった視点が最も必要 であると考えますが、どのようにお考えかお聞きします。

Q. また、国際人権規約第13条の2項(C)には「高等教育は、・・・無償教育の漸進的な導入により、・・・すべてのものに対して均等に機会が与えられるものとすること」とあります。この実現に向け政府はどのような計画でどのような具体策を講じようとしているのですか? お聞かせください。

我が国の取り組みの現状は、「漸進的」ではなく、「蝸牛の歩み」としか言えません。 しっかりとした一歩を踏み出すべきです。

次に、我が国の教育への公費負担の低さは、これまでも問題視されておりますが、残念ながら、今もって OECD 諸国中最低をキープしております。裏を返せば、教育費の家計負担が最も重い国ということです。

Q. 家計に占める教育費の負担は限界にきており、公費負担のアップが求められますが、公的負担を増やす必要性や具体策について、大臣はどのようにお考えですか? 少子化の原因として、「教育費の家計負担が重いこと」が、国立社会保障・人口問題研究所をはじめ多くの機関の調査でも明らかです。

公的負担を増やすことによる家計負担の軽減、殊に、大学等の授業料負担の軽減こそが、優先されるべきと考えます。大臣の見解を求めます。

次に、予算額及びその内訳、使途計画について伺います。

Q. 消費税 10%への引き上げは本年 10 月からですが、2019 年度の増収額はいくらに なるのですか?

満額で約5.6兆円が半年なので約半分、そこから軽減税率分を引くと、残りはいくらになるのですか?また軽減税率分を差し引いた、国と地方の配分額もお示し下さい。また、制度実施は2020年4月からです、この2019年度の増収分はどのような扱いになるのですか?お尋ねします。

本来、教育にかかわる大事な政策は、安定した財源の下に継続して実施されるべきであり、消費税増税分を財源とすることには反対です。

Q. そこで、本施策の財源としての消費税増収分は、恒久財源としてこの政策に使われていくのですか? お答えください。

アベノミクスが成功していると主張するなら、「真に支援が必要な」対象者は減少することになりますが、その場合、この政策は縮小するのですか、それとも対象を拡大するのですか。将来見通しと方向性についてお答えください?

Q. そもそも、まず、約7600億円といわれる予算額の算出根拠をお示しください? 増収分5.6兆円、1兆円程度を社会保障の充実、4兆円程度を財政赤字の削減。 この4兆円程度の内2兆円程度を幼児教育の無償化と高等教育の負担軽減に回す、 という方針だったと聞きますが、2兆円が1.5兆円になり、この1.5兆円の幼児教育 と高等教育との配分をどのように決めたのですか?お尋ねします。 次に、支援の対象となるための大学等の機関要件について伺います。

Q. まず、なぜ、新たな要件が必要なのですか? 「真に必要な低所得世帯」に絞るだけで十分ではないですか。 個人要件と機関要件と、何重にもフルイに掛けなければならない理由をお聞かせくだ さい。

併せて、今回の基準により、どの程度の学校が資格を得るのですか?お尋ねします。

Q. また、機関要件として、「社会のニーズ、産業界のニーズを踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等」というフルイは、なぜ必要なのですか? これは、本施策、少子化対策とどのような関係があるのでしょうか?お答えください。 本来、本施策は、産業政策のための人材養成ではないはず、オマケが過ぎると言わざるを得ません。このオマケは、公的機関による大学への不要な関与の拡大であります。

機関要件の実務経験のある教員、外部理事の配置や細かな数値目標は、大学の在り方そのものに影響があります。

国の関与が必要以上に増えるのではないかという危惧から、国立大学協会、日本私立大学連合会は、機関要件による学校選別に反対を表明しております。

- Q. 基準の達成のために、経営の自由、「大学自治」、「学問の自由」を侵害するおそれは ないのか、学校等からの不安・危惧の指摘について、どのように受け止め、どのよう に対応されているのですか?お聞かせください。
- Q. 以上のことから、機関要件は不要なものと考えますが、大臣の見解を求めます? 大学、高等専門学校、専門学校でそれぞれの設置目的、経営の体力・体質も異ります。 学校設置の段階で一定の基準については、既に満たしているのではありませんか、 新たな要件を課すことは過重であり、屋上屋であります。
- Q. さらに、個人要件にしても、少子化対策という福祉政策ならば、個人要件などは不要ではないですか。個人要件を課す理由についてお答えください? 成績による選別は低所得層の更なる選別につながります。現在、日本学生支援機構の無利子奨学金では、既に、低所得者の成績要件は実質的に外されております。

以上、指摘させていただいた問題点については、大学等機関はもとより、学生グループも同様の認識を持ち、「本法案をもって、高等教育の無償化が実現したとは言えない」と表明していることをご紹介しておきます。

次に、「学校教育法等の一部を改正する法律案」について伺います。 本法案についての詳細の質疑は、委員会に譲ることとさせていただき、大学改革の総論と して、1点だけ伺います。

Q. 政府は、18歳人口の大幅な減少を見据えた大学再編や産業構造の変化に対応した人材 育成の要請に応えるための大学改革を進めようとしていますが、国立大学の一法人複 数大学制度の導入や私立大学のガバナンス強化等によって、本当の大学改革が進むの か、甚だ疑問ですが、大臣の見解を求めます。

## 質問は以上です。最後に、

高等教育の無償化法案は、高等教育の無償化とは名ばかりで、対象者を「真に」と言い募って、ことさらに選別を図るものであり、無償化に値しない姑息で、too little で、消費税増税分の使途を変更してまで実施するにしては、とてもチープな内容の政策であります。何よりも、安定財源の下で進めるべき政策が、実施の決定もされていない消費税の増収分を財源としていること、またその実施の時期に連動して施行されるという不透明さが大きな問題です。

また、大学等の改革法案では、その端々に産業界寄りの意向が見受けられ、広くは学問の自由から大学の在り方、大学自治を脅かす内容となっており、将来の高等教育、高等教育機関の在り方、方向性が必ずしも明確には示されていない現状で、多くの疑問、懸念があると指摘し、慎重審議を求めて、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。